山陰近畿自動車道の整備推進に関する

要　望　書

平成27年11月17日

但馬・地域高規格道路推進協議会

要　望　書

山陰近畿自動車道は、鳥取県東部から京都府北部に跨る地域高規格道路であり、全長１２０kmのうち、約６５kmが未だ事業化に至っておらず、全線開通の目途も立っていません。

その中心に位置する兵庫県の但馬地域は、豊かな自然環境に恵まれ、かねてより多様な文化、歴史、風土を活かした地域づくりを推し進めてまいりました。

近年では、天空の城「竹田城跡」はもとより、「氷ノ山・鉢伏高原」、名湯の誉れ名高い「城崎温泉」、「湯村温泉」に加え、世界ジオパークネットワークに加盟再認定された「山陰海岸」、ラムサール条約湿地に登録された「円山川下流域」、その周辺水田にコウノトリが悠然と舞う豊かな自然環境や、豊富な「海の幸」、「山の幸」とも相まって、わが国のみならず世界中の方々に愛される地ともなってきています。

しかしながら、その一方で急速な人口減少社会の到来、少子高齢化現象の顕在化は、脆弱な但馬地域の財政を更に圧迫し、今後一層深刻な影響を及ぼすことが懸念される状況であり、地域の特徴を活かした持続可能な社会を創生することが切実かつ喫緊の課題となっています。

このような事情を抱える但馬地域においては、地域全体で１つの第三次救急医療機関を共有するなど互いに補完・連携しあうとともに、人々の交流をより一層進めていくことが求められています。これらの実現には、「災害時の交通を確保する危機管理の道」、「困難な医療環境を克服する命の道」そして「地域経済の活性化に寄与する大交流の道」は必要不可欠です。

但馬地域が更なる飛躍・発展を遂げ、将来に夢と希望の持てる地域となるためには、「山陰近畿自動車道」の早期整備が必要であり、地域の連携をより一層強固なものとし、活力と魅力にあふれた地域創生に大きく貢献するものと確信しています。

つきましては、つぎの事項の早期実現に向けて、格段のご高配を賜りますようお願い申し上げます。

1　山陰近畿自動車道の早期整備

（1）浜坂道路の平成 29 年度完成

（2）居組 IC と（仮）浜坂 IC 間の早期事業化

（3）佐津 IC と京丹後市久美浜町間について、北近畿豊岡自動車道との接続方法の決定と早期事業化に向けた調査促進

2　特に、「浜坂道路」が予定どおり確実に平成 29 年度供用開始できるよう今年度、補正予算などによる追加事業費の確保

3　道路関係予算の総額確保

道路整備と道路施設の老朽化対策の推進に必要な道路関係予算の総額を確保

平成 27 年 11 月 17 日

但馬・地域高規格道路推進協議会
会長　豊岡市長　　中貝宗治 [redacted]

会　長	豊岡市長	中貝宗治
理　事	養父市長	広瀬　栄
理　事	香美町長	浜上勇人
監　事	朝来市長	多次勝昭
監　事	新温泉町長	岡本英樹

山陰近畿自動車道の整備推進に関する

要　望　書

平成 27 年 11 月 17 日

山陰近畿自動車道整備推進三府県議会議員の会

要　望　書

三府県の日本海沿岸地域は、産業・経済・文化などあらゆる分野で深く関わりながら共に歩んできた。現在、関係自治体では地方創生を力強く進めるため、地方版総合戦略を策定し、人口減少に歯止めをかけ、山陰海岸ジオパークなどの地域資源を活かし、個性豊かで魅力ある地域社会を目指して取組んでいる。

当地域につながる近年開通した高速道路沿線では、企業進出の活発化や観光客数の増加など目に見えるストック効果が発現されている。

高規格幹線道路網の空白区間である当地域において、地方創生の基盤として、このようなストック効果を最大限に発揮させるためには、山陰海岸ジオパーク内を東西につなぐ山陰近畿自動車道の整備が不可欠である。また、日本海国土軸の一部を形成する幹線道路でもあり、早期整備を図るため、下記事項について強く要望する。

記

1．補正予算などによる追加事業費の配分も含む事業中区間の早期供用に必要な予算を確保すること。

2．未事業化区間の早期事業化に向けて、特に調査中区間の調査推進に必要な予算を確保すること。

3．山陰近畿自動車道をはじめ、必要な路線の整備が停滞することがないよう道路関係予算の総額を確保すること。

平成27年11月17日

山陰近畿自動車道整備推進三府県議会議員の会

会　長　山口　　享
副会長　巽　　昭
副会長　日村　豊彦

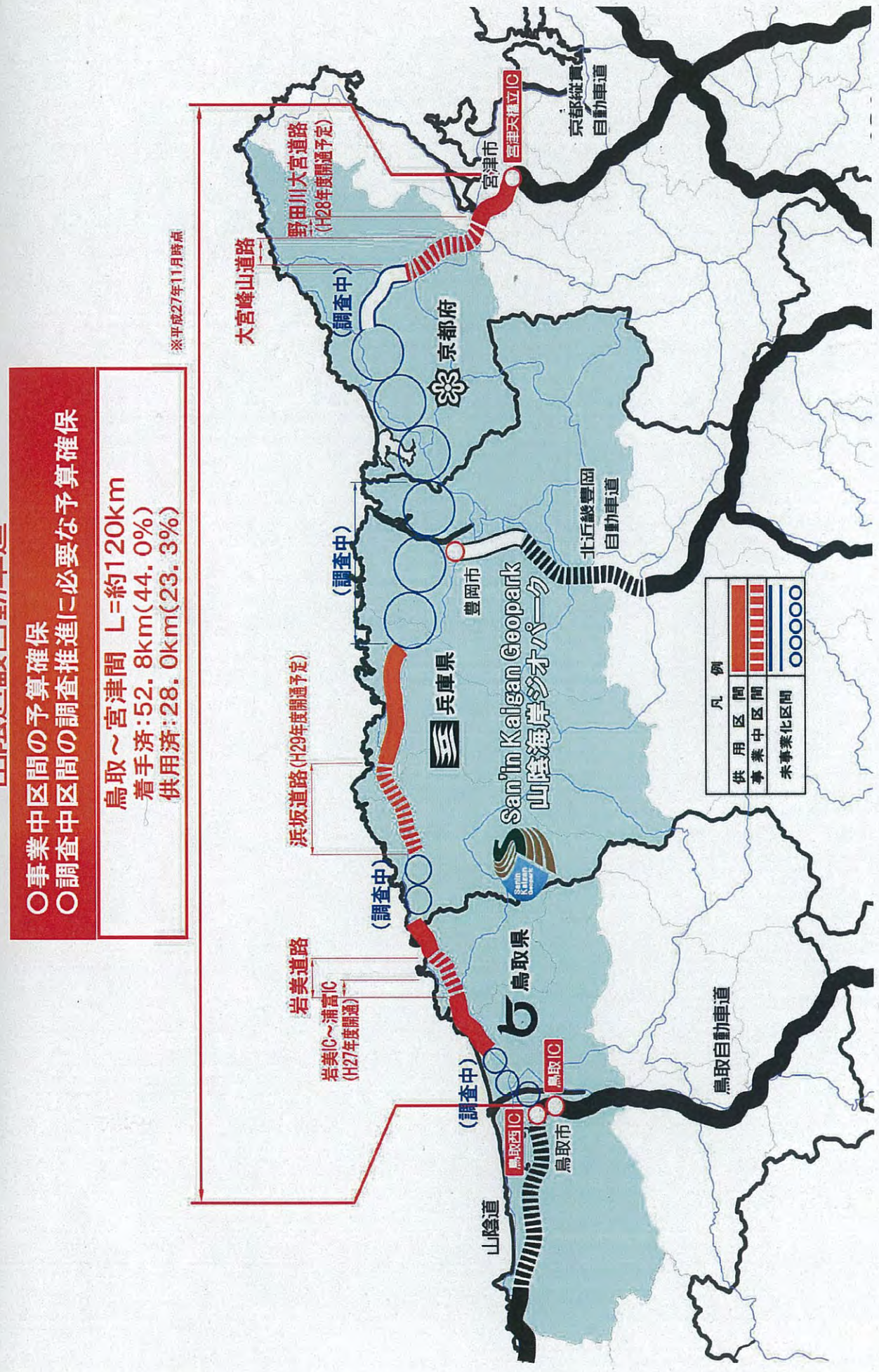

山陰海岸ジオパークが近くなり観光客が増加

H26 再認定！！

山陰海岸ジオパーク

今年9月に国内初の第4回アジア太平洋ジオパークネットワーク山陰海岸シンポジウムが開催された。

会合には各界の関係者約200人が参加。ジオパークは、今秋のユネスコ総会で世界遺産と同格の正式プログラムに加えられることが確実視され、出席者から

国内の世界ジオパークは7箇所のみ

○山陰海岸ジオパークには著名な観光地が点在。年間観光客数は鳥取砂丘と城崎温泉、天橋立の合計だけでも沖縄県の658万人に匹敵する651万人。
○山陰海岸ジオパークにつながる三府県の高速道路の開通と共に観光客数が増加。

山陰近畿自動車道整備推進三府県議会議員の会役員

会長　鳥取県　山口　亨
副会長　京都府　巽　昭彦
幹事長　兵庫県　日村　豊彦
幹事長　鳥取県　前田　八壽彦
幹事　京都府　池田　正義
幹事　兵庫県　上田　良介
会計監事　鳥取県　福田　俊史

様式第５号（第５条関係）

受付 28.3.-4 議会事務局 総務課

平成２８年　３月　４日

京丹後市議会議長　　様

会派名
代表者　　印
（電話）
無会派議員名　　松本　聖司 [redacted]
（電話）[redacted]

政務活動費実績報告書

平成２７年４月２１日付け７総務第２４６号により交付決定のあった政務活動費に係る下記の実施期間における政務活動が完了したので、京丹後市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則第５条の規定に基づき、下記のとおりその実績を報告します。

記

１　政務活動費の額　　９５，９２０円

２　政務活動費の対象となる経費の内訳

区　分	金　額	政務活動費を充てた主な活動
調査研究費		
研修費	６７，１６０	「少子高齢化社会と議会」への研修参加
広報費		
広聴費		（無会派議員は交付対象外）
要請・陳情活動費	２８，７６０	山陰近畿自動車道整備促進決起大会へ参加
合　計	９５，９２０	

３　政務活動の実施期間（該当期間に○）

	上半期（４月から９月）	○	下半期（１０月から３月）

※　添付書類
(1)　政務活動の実施状況及び成果を確認できる書類
(2)　政務活動費の支出額及びその使途に関する書類
(3)　政務活動費の支出に係る領収書の原本（確認後に返付します。）

平成２７年度　　松本聖司　政務活動費　　出納帳(下半期)

平成 28 年 3 月 4 日

		日付	科目	摘要	備考	交付決定	交付確定	交付残高
		4 月 21 日	交付決定額	交付限度額＝１人×１８０，０００円		180,000		180,000
			交付確定済額	既に交付額が確定し清算された額	4 月 1 日～9 月 30 日		94,274	85,726
			交付確定済額	既に交付額が確定し清算された額	10 月 1 日～3 月 31 日			
			交付未確定額	交付決定額の内、交付確定されていない額				

	政務活動	日付	科目	摘要	内訳	領収書番号	支出	収入
1	○子育て・福祉マスター講座の研修会参加 (11 月 5 日～6 日)	11 月 2 日	旅費－研修費	鉄道運賃	峰山－東京都内（往復）	Kh27-110201	19,380	
2		11 月 2 日	旅費－研修費	鉄道運賃	綾部－京都　特急券	Kh27-110201	640	
3		11 月 2 日	旅費－研修費	鉄道運賃	京都－東京　特急料金	Kh27-110201	5,500	
4		11 月 2 日	旅費－研修費	鉄道運賃	東京－京都　特急料金	Kh27-110201	5,700	
5		11 月 2 日	旅費－研修費	鉄道運賃	京都－西舞鶴　特急券	Kh27-110201	740	
6		11 月 2 日	旅費－研修費	宿泊費	ヴィアイン秋葉原	Kh27-110201	10,200	
7		11 月 5 日	講習費－研修費	セミナー受講料	地方議会総合研究所	Kh27-110501	25,000	
8	○山陰近畿自動車道整備推進促進大会 (11 月 17 日)	11 月 12 日	旅費－研修費	鉄道運賃	福知山－東京都区内（往復）	Kh27-111201	17,280	
9		11 月 12 日	旅費－研修費	鉄道運賃	福知山－京都　特急券	Kh27-111201	480	
10		11 月 12 日	旅費－研修費	鉄道運賃	京都－東京　特急券	Kh27-111201	5,500	
11		11 月 12 日	旅費－研修費	鉄道運賃	東京－京都　特急券	Kh27-111201	5,500	
			政務活動費交付確定を申請する額			合　　計	95,920	

領 収 証
Receipt

領収証No. 151029-0286-0001
ReceiptNo.

Received From
松本聖司　様

印紙税申告納付につき神田税務署承認済

領収金額 The sum of	¥42,160 − （JPY）

H27-110201

領 収 日
Receipt date　2015.11.02

上記の金額正に領収いたしました。
The abovementioned sum of money is duly received.

但し
In payment of　11月5日　東京　JR,ホテル宿泊代として

入金内訳（Form of payment）

入金内訳（Form of payment）		金額（Payment）
■	現金（Cash）	¥42,160
	小切手（Check）	
	銀行振込（Bank remittance）	
	クレジットカード（Credit card）	
	旅行券（Travel ticket）	
	ギフト券（Gift ticket）	
	その他（Other）	
合計金額（Total）		¥42,160

東京都千代田区外神田1－16－8
TOUR 株式会社農協観光
NOKYO TOURIST CORPORATION
発行店舗：京都丹後営業支店
(Office)

印

担当者印の無いもの並びに金額訂正のものは無効となります。
What amount of correction will be disabled as well as those with no indication personnel.

Kh27-111201

領収書

Receipt

松本聖司 様

領収年月日　2015.11.12

金額　¥28,760（消費税等込み）

上記金額確かに領収いたしました

購入商品　ＪＲ乗車券類　ＪＲ tickets

（20352　5枚）

西日本旅客鉄道株式会社

豊岡駅

豊岡駅@１２発行　30353-01

印紙税申告納付につき大淀税務署承認済

Kh27-110501

No.

領収証

松本聖司 様

金額　¥25,000※

但　11/5-6 セミナー受講料として

27年11月5日　上記正に領収いたしました

内訳

消費税額等（　%）

株式会社 地方議会総合研究所
〒152-0032 東京都目黒区平町1丁目9番15号
TEL03-6912-1930 FAX03-3941-9585

別紙

平成27年度　京丹後市議会政務活動費

実績報告審査（調査）資料

提出のあった政務活動費実績報告書について、経費の収支状況、添付資料等確認の結果、下記のとおりとなりました。

つきましては、京丹後市議会政務活動費の交付に関する条例第10条第4項及び第5項の規定により、この内容により市長へ送付してよろしいか伺います。

記

1　実績報告提出会派（無会派議員）名

松本　聖司議員

2　実績報告の期別

（　上半期　(下半期)　）

3　実績報告の額及び審査後の額

区分	実績報告の額	審査後の額	増減
調査研究費	0 円	0 円	0 円
研修費	67,160 円	66,760 円	△ 400 円
広報費	0 円	0 円	0 円
広聴費	0 円	0 円	0 円
要請・陳情活動費	28,760 円	28,760 円	0 円
合計	95,920 円	95,520 円	△ 400 円

平成27年度 京丹後市議会政務活動費 実績報告チェックシートA（会派等担当者用）

会派等名 【 松本聖司 】

□ 上半期分
■ 下半期分

連番	規程種別	条項	チェック項目	受理	確認	合議
1	条例	第3条	京丹後市議会基本条例及び政務活動費の交付の趣旨を踏まえた内容であるか	○	○	○
2	条例	第3条	使途の透明性は確保され、市民に対して説明できる内容であるか	○	○	○
3	条例	第5条	別表「政務活動に要する経費」に該当するか	○	○	○
4	条例	第6条	活動期間は4月1日から3月末日の範囲内か	○	○	○
5	条例	第8条	交付申請が提出されているか	○	○	○
6	条例	第9条	交付決定が通知されているか	○	○	○
7	条例	第10条第2項	（上半期の場合）実績報告は10月10日（休日の場合、以後の最も近い休日でない日）までに提出されているか	－	－	－
8	条例	第10条第2項	（下半期の場合）実績報告は3月31日（休日の場合、以前の最も近い休日でない日）までに提出されているか	○	○	○
9	条例	第10条第2項	実績報告に、資料（経費の収支状況、領収証等）は添付されているか	○	○	○
10	条例	第14条	提出された書類の保存用コピーを作成したか	×	○	○
11	施行規則	第5条	実績報告の様式は様式第5号を用いており、必要事項に記入漏れはないか	○	○	○
12	施行規則	第8条	提出された会計帳簿及び領収書等の証拠書類（原本）を返却したか	×	○	○
13	施行規則	第9条第2項	公布の手続きに係る書類を京丹後市情報公開条例第7条に規定する非公開条例をマスキングしたうえ、HP用データとして整備したか（PDF保存）	×	○	○
14	運用基準	第4-①	〔調査研究費(1)-①〕公共交通にかかる費用の算定基準は京丹後市旅費条例に準じて算定しているか	－	－	－
15	運用基準	第4-①	〔調査研究費(1)-②〕日当が支給されていないか	－	－	－
16	運用基準	第4-①	〔調査研究費(1)-③〕宿泊料は旅費条例で定める額を超えていないか。飲食代が含まれていないか	－	－	－
17	運用基準	第4-①	〔調査研究費(1)-④〕市内用務に車賃を支出していないか	－	－	－
18	運用基準	第4-①	〔調査研究費(1)-⑤〕燃料代がある場合、領収書に走行キロ数の記載があるか	－	－	－
19	運用基準	第4-①	〔調査研究費(1)-⑥〕ETCカードの利用がある場合、領収書の添付がなされているか	－	－	－
20	運用基準	第4-①	〔調査研究費(1)-⑦〕レンタカー、バス借上、駐車場利用がある場合、実費として適正に計上されているか	－	－	－
21	運用基準	第4-①	〔調査研究費(1)-⑧〕タクシーの利用がある場合、理由に合理的な説明ができるか	－	－	－
22	運用基準	第4-①	〔調査研究費(1)-⑨〕議員本人や親族の自家用車の借上料が算入されていないか	－	－	－
23	運用基準	第4-①	〔調査研究費(2)〕出席者負担金や会費がある場合、懇親会費と明確に区分できる報告になっているか	－	－	－
24	運用基準	第4-①	〔調査研究費(4)〕文書通信費がある場合、電話やインターネット回線料が算入されていないか	－	－	－
25	運用基準	第4-①	〔調査研究費(5)〕視察先への土産代は、社会通念上妥当とされる範囲になっているか	－	－	－
26	運用基準	第4-①	活動内容報告や行程表等内容が具体的に分かる書類が添付されているか	－	－	－
27	運用基準	第4-①	支出することができない経費の各事例に該当する経費の算入がないか	－	－	－
28	運用基準	第4-②	〔研修費(1)-①〕公共交通にかかる費用の算定基準は京丹後市旅費条例に準じて算定しているか	○	○	○
29	運用基準	第4-②	〔研修費(1)-②〕日当が支給されていないか	○	○	○
30	運用基準	第4-②	〔研修費(1)-③〕宿泊料は旅費条例で定める額を超えていないか。飲食代が含まれていないか	×	○	○
31	運用基準	第4-②	〔研修費(1)-④〕市内用務に車賃を支出していないか	－	－	－
32	運用基準	第4-②	〔研修費(1)-⑤〕燃料代がある場合、領収書に走行キロ数の記載があるか	－	－	－
33	運用基準	第4-②	〔研修費(1)-⑥〕ETCカードの利用がある場合、領収書の添付がなされているか	－	－	－
34	運用基準	第4-②	〔研修費(1)-⑦〕レンタカー、バス借上、駐車場利用がある場合、実費として適正に報告されているか	－	－	－
35	運用基準	第4-②	〔研修費(1)-⑧〕タクシーの利用がある場合、理由に合理的な説明ができるか	－	－	－
36	運用基準	第4-②	〔研修費(1)-⑨〕議員本人や親族の自家用車の借上料が算入されていないか	－	－	－